

平成31年2月第100回内子町議会臨時会会議録（第1日）

○招集年月日 平成31年2月15日（金）

○開会年月日 平成31年2月15日（金）

○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（15名）

1 番	大 西 啓 介 君	2 番	関 根 律 之 君
3 番	向 井 一 富 君	4 番	久 保 美 博 君
5 番	森 永 和 夫 君	6 番	菊 地 幸 雄 君
7 番	泉 浩 壽 君	8 番	大 木 雄 君
9 番	山 本 徹 君	10 番	才 野 俊 夫 君
11 番	下 野 安 彦 君	12 番	林 博 君
13 番	山 崎 正 史 君	14 番	寺 岡 保 君
15 番	中 田 厚 寛 君		

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	稲 本 隆 壽 君	副 町 長	小野植 正 久 君
総 務 課 長	山 岡 敦 君	建設デザイン課長	正 岡 和 猶 君
教 育 長	井 上 淳 一 君	自治・学習課長	亀 沖 明 義 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	林 純 司 君	書 記	松 岡 裕 樹 君
---------	---------	-----	-----------

○議事日程（第1号）

平成31年2月15日（金）午前11時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 3 招集あいさつ

日程第 4 報告第 1号 専決処分の報告について（第147号 平成29年災 林道蔵ヶ谷
面谷線災害復旧工事に係る工事変更請負）

日程第 5 報告第 2号 専決処分の報告について（第47号 南山自治会館新築建築主体工
事に係る工事変更請負）

日程第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（第56号 内子運動公園野球場改修工事
に係る工事変更請負）

日程第 7 報告第 4号 専決処分の報告について（第151号 29災国補第3179号
町道岡つづら谷線道路災害復旧工事変更請負）

- 日程第 8 報告第 5 号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第 9 報告第 6 号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）
- 日程第10 議案第 1 号 第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約について
-

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

午前11時00分 開会

○議長（山本徹君） 只今から、第100回内子町議会臨時会を開会致します。本臨時会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、及び総務課長、建設デザイン課長、自治・学習課長の4名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番、泉 浩壽議員。8番、大木 雄議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。会期は、本日1日限りとし、会議時間は議事終了時までとします。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、本日1日限りとし、閉会の時刻は、議事終了時とすることに決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第1号のとおりであります。

日程第 3 招集あいさつ

○議長（山本徹君） 「日程第3 招集あいさつ」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成31年2月内子町議会臨時会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、姉妹都市であります、ローテンブルク市からの義援金についてご報告させていただきます。平成30年7月豪雨災害につきましては、これまでも宜野座村の皆さんや有志の方々から、多くのご支援をいただいているところでございますが、このたびローテンブルク市から2万ユーロ、日本円に致しまして244万円あまりの義援金が届きました。この義援金は、内子町の被害を知ったローテンブルク市が新聞紙上で市民に寄付を募った結果、寄せられたものでございます。遠く離れた内子町の災害に対し、このような多額の義援金を寄せていただいたことは誠にありがたく、これまで続けてきた市民レベルの交流の賜物だと感じています。ハルトル市長をはじめ、ローテンブルク市民の皆さまに深く感謝の意を表したいと思っております。いただいた義援金は、今回の災害で住宅が損壊した皆さまに配分させていただきました。町と致しましても、一日も早い復旧に向けて引き続き努力したいと思っております。さて、新しい年が明けまして1か月半が過ぎましたが、今年も私は、立石地区の新春行事に参加させていただき、住民の皆さんと初日の出を拝みました。当日は、雲一つない天候で、すがすがしい気持ちで新年を迎えることができました。立石地区だけでなく、町内のそれぞれの地域で、年間を通して多くの催しが行われています。歴史や伝統、文化を守りながら、住民の皆さんが頑張っていると思います。地域の行事やイベントの多くは、直接経済的なものに繋がるということではないかもしれませんが、それらに関わることは大きな意味を持っているように思います。自分の持っている力や経験で地域に貢献したいという思い、子どもたちが故郷に帰ってくるようにという思いで、たくさんの人たちが活動されています。地域の中でどのように役割を果たしていくか、その姿こそ、内子町のような中山間地域ではまちづくりの大きな力になっているのではないかと思います。少子高齢化、限界集落、有害鳥獣被害など、地域には様々な課題がありますが、知恵を絞り、力を合わせて解決していく、そのことが重要であると思います。全国に926ある町村の中で、同じような町や村をつくるのではなく、特色ある地域をどうつくっていくか。これは、歴史や伝統、文化を大切にして、農村の美しい景観を創っていく、今ある資源を磨いていくことだと思います。磨き抜かれた農村景観をつくり、町全体の価値を上げていく。そうすることで、そこで作られた農産物の価値も上がります。住民が町を愛し、大切に思う気持ちを次の世代につないでいく。それがこの町のまちづくりだと思っております。

次に、「広報うちこ」の平成30年度愛媛県市町広報コンクール特選について、ご報告致します。「広報うちこ」は、昨年の全国広報コンクールにおいて内閣総理大臣賞を受賞したところですが、今年も愛媛県市町広報コンクール（町部）において特選となり、全国広報コンクールへ推薦されることになりました。これは、7年連続となる快挙です。また、昨年の受賞を受けて、全国広報広聴研究大会の誘致を図っておりましたが、このたび2020年の第57回全国広報広聴研究大会が内子町で開催されることが決定致しました。この大会は、公益社団法人日本広報協会が主催するもので、愛媛県と内子町も主催に加わります。当日は、全国から約200人の参加が見込めますが、町レベルでの開催は初めてということですので、小さいながらも内子らしいおもてなしで、大会を盛り上げたいと考えております。議員の皆さまにおかれましても、ぜひご協力いただきますようお願い致します。本臨時会に町長として提出致します案件は、専決処分の報告が6件、工事請負契約が1件の合計7件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。臨時

議会招集のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（山本徹君） 以上で、「召集あいさつ」を終わります。

これから提出議案の審議に入ります。

日程第 4 報告第1号 専決処分の報告について（第147号 平成29年災 林道蔵ヶ谷面谷線災害復旧工事に係る工事変更請負）

○議長（山本徹君） 「日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（第147号 平成29年災 林道蔵ヶ谷面谷線災害復旧工事に係る工事変更請負）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 専決処分の報告でございます。報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第147号 平成29年災 林道蔵ヶ谷面谷線災害復旧工事に係る工事変更請負について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1ページ、議案説明資料も1ページをお開き下さい。議案書1ページ専決第1号議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。

次の2ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第147号平成29年災 林道蔵ヶ谷面谷線災害復旧工事に係る工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額5,335万2,000円でしたが、今回114万8,000円を増額致しまして、請負額が、5,450万円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。変更理由と致しまして、土工事の設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。内容につきましては、議案説明資料の1ページでご説明致します。資料右側中段に変更理由を記載しております。復旧工事の主な工種に変更はございませんが、当初910㎡の残土処理につきまして、現場周辺での処理が困難であるため、現場から10km先の残土処理場への搬出として工事着手をしておりました。その後、受け入れ先との調整を行ってまいりましたが、受け入れが困難となった事ことから、13.5km先の他の受け入れ地への搬出と致したことによる残土運搬費の増、また、残土受け入れ地の盛り土の土法面の安定を図るための植生工の追加施工による増でございます。このことによりまして、114万8,000円の増額となったものでございます。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員

○11番（下野安彦君） 残土の件なんですけど、基本的に公共の工事で出た残土については、再利用というのが基本的な考えになっておるんだと思うんですけど、もし、経済的な効果がプラスになるのならば、距離の短いところにもし民地で受入が可能な場合は、そういったところに利用ができないものかというふうに思うんですけども、やはりそれは法的な根拠か何か再利用ということだったら無理なのか教えていただけたらと思います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） ご指摘の残土処理につきましては、公共利用するということで町が独自で土捨て場を構えるいうふうなことも考えられますが、その場合は、公平性を有するために公募をとってそれぞれ残土処理の処分場を作ることになります。林道なんかの場合は、なるべく林道内での処理を考えておりまして、そこで沿線で土捨て場があるところについては、そこを確保して民地の交渉をしながらやっていくという方法をとっております。今回の変更につきましてもなるべく近くなるべく経済的なところをあたっていたわけなんですけれども、最終的に13.5km先になったというふうな考え方でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員

○11番（下野安彦君） 林道というのはそういう形で民地のところにも協議されていれられているということでもいいのかと思うんですけども、一般の工事についてもそういう形が、とれるものかどうか、また公募されて今後はそういうことも検討されますか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 公募については当然考えていかんといけんかなというふうには考えております。というのは、一般の道路改良の場合、例えば、農地なんかに残土を入れるということになったら個人の利益があるんじゃないかというご指摘もあつたりするものですから、なるべく公平に考えていくというのが建前でございますので、その公募についても考えてはいきたいと思いますが、建前上はそういう考え方でいきたいと思います。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

**日程第 5 報告第2号 専決処分の報告について（第47号 南山自治会館新築建築主体
工事に係る工事変更請負）**

○議長（山本徹君） 「日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（第47号 南山自治

会館新築建築主体工事に係る工事変更請負)」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第2号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第47号、南山自治会館新築建築主体工事に係る工事変更請負について報告するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

〔亀沖明義自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（亀沖明義君） 報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書1の3ページをお開き願います。専決第2号、議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。

次の4ページをお開き願います。契約の目的につきましては、第47号南山自治会館新築建築主体工事に係る工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額が6,177万6,000円でしたが、今回66万6,000円を増額致しまして、請負額が6,244万2,000円になるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおり変更はございません。提案理由につきましては、追加工事による設計変更に伴う、工事請負額について変更するものです。

続きまして、設計変更の内容についてご説明申し上げます。説明資料2の2ページをご覧ください。左の平面図をご覧ください。自治会館の山側部分の山留工事施工箇所が今回の変更箇所になります。中央上の立面図をご覧ください。鋼矢板を地中に打ち込む工法で計画を致しておりましたが、試掘の結果、GLマイナス3mに軟岩があり、矢板が打ち込めない状態であることから、H型鋼による親杭横矢板工法へ変更を致しました。中央下の立面図、右側の断面図をご覧ください。アースオーガーにより削孔し、H形鋼の立込みを行い、計画高まで掘り下げながら、横矢板を施工していく工法で行ないました。以上、説明させていただきました内容に伴い、増額変更となったものでございます。

なお、工期につきましては、2月28日までから3月15日までに変更を致しました。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） この変更契約なんですけど、矢板を当初、打つということになっていたのがこうなったということではありますが、設計の時点で地盤調査等のボーリングはやってなかつ

たということですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 現実には調査はやっておりますが、その部分全体をおこなっておりますので、たまたまそこに岩盤が出るということもございますので、試掘の結果そういうことになったということでご理解をいただけたらと思います。

○議長（山本徹君） 他に、質疑はありませんか。

○12番（林博君） 議長。

○議長（山本徹君） 林博議員。

○12番（林博君） 設計変更に伴う工期の延長をせざるを得ないということなんですが、3月15日の工期の延長ということになれば、地元自治会としては年度末までには、新しい自治会館への引っ越し作業等は、できるんでしょうか。新年度になってからになる予定なんじゃないですか。ちょっとそこらへんをお聞かせいただいとったらと思うんですが。工事の検査がどうなるのかによってその地の元の対応も変わってこうと思うんですが、ちょっとその予定というか、確認をさせていただけたらと思うんですが。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 工期が3月15日ということですから、工期内に完成する可能性もございます。工期が15日ということで、ご理解をいただいて工期が過ぎたらすぐに検査もしますので、20日頃には引き渡しができるんじゃないかというふうに考えております。

○議長（山本徹君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第 6 報告第3号 専決処分の報告について（第56号 内子運動公園野球場改修工事に係る工事変更請負）

○議長（山本徹君） 「日程第6 報告第3号 専決処分の報告について（第56号 内子運動公園野球場改修工事に係る工事変更請負）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第3号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第56号 内子運動公園野球場改修工事に係る工事変更請負について報告するものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

〔亀沖明義自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（亀沖明義君） 報告第3号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書1の5ページをお開き願います。専決第3号 議会の議決に付すべき契約について、ご報告申し上げます。

次の6ページをお開き願います。専決第3号、議会の議決に付すべき契約でございます。契約の目的は、第56号 内子運動公園野球場改修工事に係る工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額が8,748万円でしたが、今回72万9,000円を増額致しまして、請負額が8,820万9,000円となるものでございます。契約の相手方については、変更ございません。提案理由につきましては、追加工事による設計変更に伴う、工事請負額について変更するものです。

続きまして、設計変更の内容についてご説明申し上げます。説明資料2の3ページをお開き願います。1塁側の片開きの戸を維持管理車両等の通行を可能にするため、両開き戸に変更をいたしました。右の立面図をご覧ください。黒色の破線が改修前のバックネットで、青色の破線が改修後のバックネットの位置になります。改修前は、U字側溝の蓋を開ければ維持管理ができておりましたが、ネット設置によりU字側溝の維持管理が、困難になるため、U字側溝内へ透水管設置を追加致しました。以上、説明させていただきました内容に伴い、増額変更となったものでございます。なお、工期につきましては、変更ございません。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

○13番（山崎正史議員） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史議員） 2カ所の変更ということで、1塁側のフェンスがいくらか。それとバックネットのU字型の側溝の中に透水管を入れる。この長さは図面見たら分かるかもしれませんが、長さがいくらかあって、金額が分かればいくらか、ちょっと聞かせていただいたら。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

○自治・学習課長（亀沖明義君） U字側溝の長さでございますが、37m、直工で22万7,260円でございます。フェンスでございますが、フェンスの長さについては、幅が90cmから4mに広がります。金額につきましては、差引額として11万9,140円の増となっております。

○13番（山崎正史議員） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史議員） ちょっと確認ですけど、フェンスの戸が11万9,140円、バックネットのU字側溝の変更が37mで22万7,060円と言われたんですが、金額の増額変更が72万9,000円ということは他に設計とか費用がいる部分があるのか。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 主なものとしてこの2つを上げさせていただいておりますが、少しずつの変更がございまして、その結果が。先ほど言ったのは直工でございますので、実際はもう少しそれ以外の部分もございます。

○議長（山本徹君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

**日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（第151号 29災国補第3179号
町道岡つづら谷線道路災害復旧工事変更請負）」**

○議長（山本徹君） 「日程第7 報告第4号 専決処分の報告について（第151号 29災国補第3179号 町道岡つづら谷線道路災害復旧工事変更請負）」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第4号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第151号 29災国補第3179号 町道岡つづら谷線道路災害復旧工事変更請負について報告するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 報告第4号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いします。議案説明資料4ページでございます。議案書7ページ、専決第4号、議会の議決に付すべき契約についてご報告申し上げます。

次の8ページをお開きください。議会の議決に付すべき契約について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をするものでございます。契約の目的は、第151号29災国補第3179号町道岡つづら谷線道路災害復旧工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額5,346万円でしたが、今回328万9,000円を増額致しまして、請負額が、5,674万9,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりで変更はございません。変更理由といたしまして、追加工事による設計変更に伴い、工事請負額について変更するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料の4ページでご説明致します。資料右側に変更前後の正面展開図を記載しております。各工種の変更内容につきましては、資料左上の平面図において変更前の数量を下段黒書き、変更後の数量を上段赤書きで表示をしております。主な変更内容でござ

いますが、掘削時の法面形状に合わせるため、吹き付け法枠の52㎡、鉄筋挿入工11本の増、被災時崩土に覆われていたため確認ができなかった工種で、推定数量により計画していたものについて、崩土除去後に確認し確定したことによりまして、数量に変更が生じたものは、かご枠工7m、U型側溝1m、アスファルト舗装工1㎡の減、構造取り壊し工の無筋構造物11㎡、有筋構造物2㎡の増でございます。このことによりまして、328万9,000円の増額となったものでございます。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）

○議長（山本徹君） 「日程第8 報告第5号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」及び「日程第9 報告第6号 専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて）」以上の2件を一括議題とします。

ここで暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

提出者の報告を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第5号及び報告第6号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解することについて報告するものでございます。今日まで交通事故等の防止につきましては、日ごろから十分注意するよう、促しておるところでございますが、このような事故を発生させ、誠に申し訳ありませんでした。今後は交通安全研修の機会を増やすなどして安全教育を徹底させてまいりたい。二度とこういうふうな事故が起こらないように指導してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いを致します。

その内容につきましては、総務課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、議案書1の9ページ、報告第5号及び11ページ、報告第6号 専決処分の報告につきましてご説明致します。今回、議会の議決に付すべき町の義務に属する損害賠償の額を定め和解した件につきましては、2件とも町有自動車の事故に伴うものでございます。

まず、報告第5号につきましては、10ページをお開き下さい。平成30年10月3日、内子町平岡甲76番地1のセブンイレブンJA五十崎支所前店駐車場におきまして、内子町委託業者が運転するデマンドバスが停車中の一般車両に衝突し、相手方運転手を負傷、また相手方の車両を損傷させたもので、相手方への損害賠償の額は27万7,036円、専決処分の日は、和解が成立した1月30日でございます。

続きまして、報告第6号につきましては、11ページの2をお開き下さい。平成31年2月4日、内子町平岡甲345番地のJA愛媛たいき駐車場において、内子町職員が公用車を切り返すのため後退させていたところ、駐車していた一般車両に衝突し、相手方の車両を損傷させたもので、相手方への損害賠償の額は29万6,416円、専決処分の日は、和解が成立した2月12日でございます。この度の事故につきましては、いずれも後方不注意と確認不足による事故でございます。職員並びに公用車を運転する者に対しては、再度安全運転を促すとともに、徹底した確認を行うよう指導致しました。今後、このような事故がないように徹底をしたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただけたらと思います。以上、報告第5号及び報告第6号、専決処分の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（山本徹君） 只今の報告に対する質疑があれば許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第10 議案第1号 第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約について

○議長（山本徹君） 「日程第10 議案第1号 第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車

場整備工事に係る工事請負契約についてでございます。本案につきましては、1月31日に入札を執行し、仮契約を締結した、第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約について、地方自治法第96条第1項第5号並びに、内子町議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

〔亀沖明義自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議案書12ページをお開き願います。議案第1号、第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約について、ご説明申し上げます。まず、契約の目的でございますが、第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負でございます。契約の方法につきましては、条件付一般競争入札による契約でございます。契約金額は、6,642万円でございます。契約の相手方は、内子町内子575番地、株式会社森本、代表取締役、森本誌朗でございます。落札率につきましては、97.1%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から平成31年3月25日の予定でございます。

続きまして、工事概要についてご説明申し上げます。説明資料2の5ページをお開き願います。駐車場整備工事の平面図になります。右上に工事概要を載せておりますが、駐車場としましては、大型バス4台、小型バス4台、小型乗用車が109台、軽乗用車が12台、車いす用を3台設けるように計画しております。また、駐輪場を2基設置をする計画をしております。野球場側におきましては、野球場利用者がウォーミングアップできる場所を設けるようにしております。通常の出入り口は手前側からの一箇所にしてありますが、次年度に駐車場上部にネット設置を計画しており、冬場の積雪時にはネットを下げて破損防止を図りたいと考えております。そのような時には手前からは進入ができなくなるために、奥側に1箇所出入り口を設置するようにしております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

これより、「議案第1号 第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事業 内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約について」の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（山本徹君） 以上をもちまして、この臨時会の会議に付議された案件の審議は、すべて終了しました。従って、本日の会議を閉じます。

ここで、稲本町長より、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 議員の皆さん方に置かれましては、年度末をまた公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、慎重に議案審議していただきまして、すべてお認めをいただきまして誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げたいと思います。お認めをいただいた議案、早速、執行してまいりたいというふうに思っておりますが、執行の中でそれぞれのお立場でご理解、ご支援を賜らなくちゃいけないようなことが多々出てくると思います。どうぞ、議員のお立場でご支援を賜りたいとスムーズに執行できますようにご協力をお願いしたいというふうに思います。今日は本当にありがとうございました。御礼を申し上げます。

○議長（山本徹君） 以上をもって、第100回内子町議会臨時会を閉会します。

午後 0時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第100回臨時会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	専決処分の報告について（第147号 平成29年災 林道蔵ヶ谷面谷線災害復旧工事に係る工事変更請負）	平成 31.2.15	平成 31.2.15	受理
報告 2	専決処分の報告について（第47号 南山自治会館新 築建築主体工事に係る工事変更請負）	平成 31.2.15	平成 31.2.15	受理
報告 3	専決処分の報告について（第56号 内子運動公園野 球場改修工事に係る工事変更請負）	平成 31.2.15	平成 31.2.15	受理
報告 4	専決処分の報告について（第151号 29災国補第 3179号 町道岡つづら谷線道路災害復旧工事変 更請負）	平成 31.2.15	平成 31.2.15	受理
報告 5	専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の 義務に属する損害賠償の額を定め和解することにつ いて）	平成 31.2.15	平成 31.2.15	受理
報告 6	専決処分の報告について（議会の議決に付すべき町の 義務に属する損害賠償の額を定め和解することにつ いて）	平成 31.2.15	平成 31.2.15	受理
議案 1	第95号 平成30年度社会資本整備総合交付金事 業内子運動公園駐車場整備工事に係る工事請負契約 について	平成 31.2.15	平成 31.2.15	原案可決